

第 2 章

介護保険制度の円滑な運営

第2章 介護保険制度の円滑な運営

1. 現状と課題

< 現 状 >

本市の介護保険サービスの基盤整備は、民間参入により着実に進められており、指定居宅サービス事業者等連絡会議などを通じた事業者への情報提供を行うとともに、パンフレット、市政だより、事業者ガイドブックなどサービス利用者・市民への広報活動に努めてきました。また、介護相談員派遣事業など、サービスの質の向上にも取り組んできました。

さらに、介護給付においては、ケアプランチェックなどの事業者実地指導や医療との二重の給付がないかの点検など、介護給付の適正化に努めてきました。

実態調査によると、要援護高齢者のあんしんケアセンターやケアマネジャーの対応については、「必要なときに連絡がとれる」74.4%、「ケアプランの内容を十分に説明」73.0%、「要望にすぐ対応してくれる」66.9%、「家族や本人の希望が反映されている」64.8%など、総じて高い満足度となっています。（図表 2-1）

在宅者向けの介護保険サービスの満足度は、満足が「訪問看護」85.2%、「短期入所生活介護」84.9%、「福祉用具貸与」84.2%など総じて満足度は高く、「訪問リハビリテーション」67.7%を除く全ての項目が7割以上の満足度となっています。また、施設での生活や介護サービスについても、77.0%が満足（「満足」31.1%、「おおむね満足」45.9%）と回答しています。（図表 2-2）

要介護認定については、7割の方が要介護認定に納得（「納得」34.2%、「おおむね納得」37.8%）している結果が示されています。（図表 2-3）

< 課 題 >

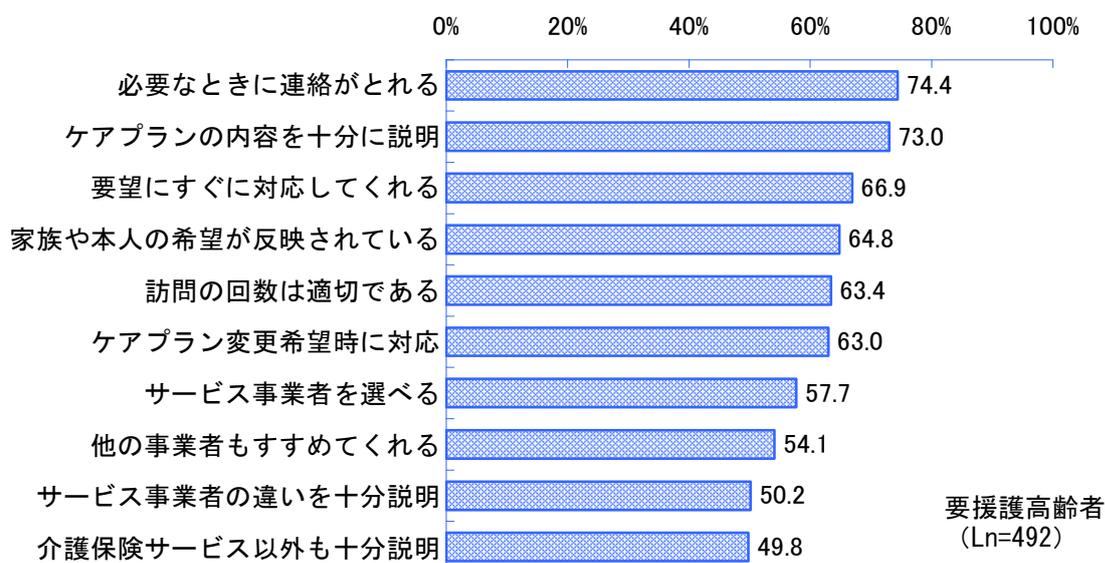
今後とも、サービスの質の確保・向上を図るため、利用者、サービス事業者への適切な情報提供や介護相談員派遣事業を実施していく必要があります。

また、一部事業者の不適切な請求の事例などが発生しているため、事業者指導など、介護給付の適正化の更なる充実が求められています。

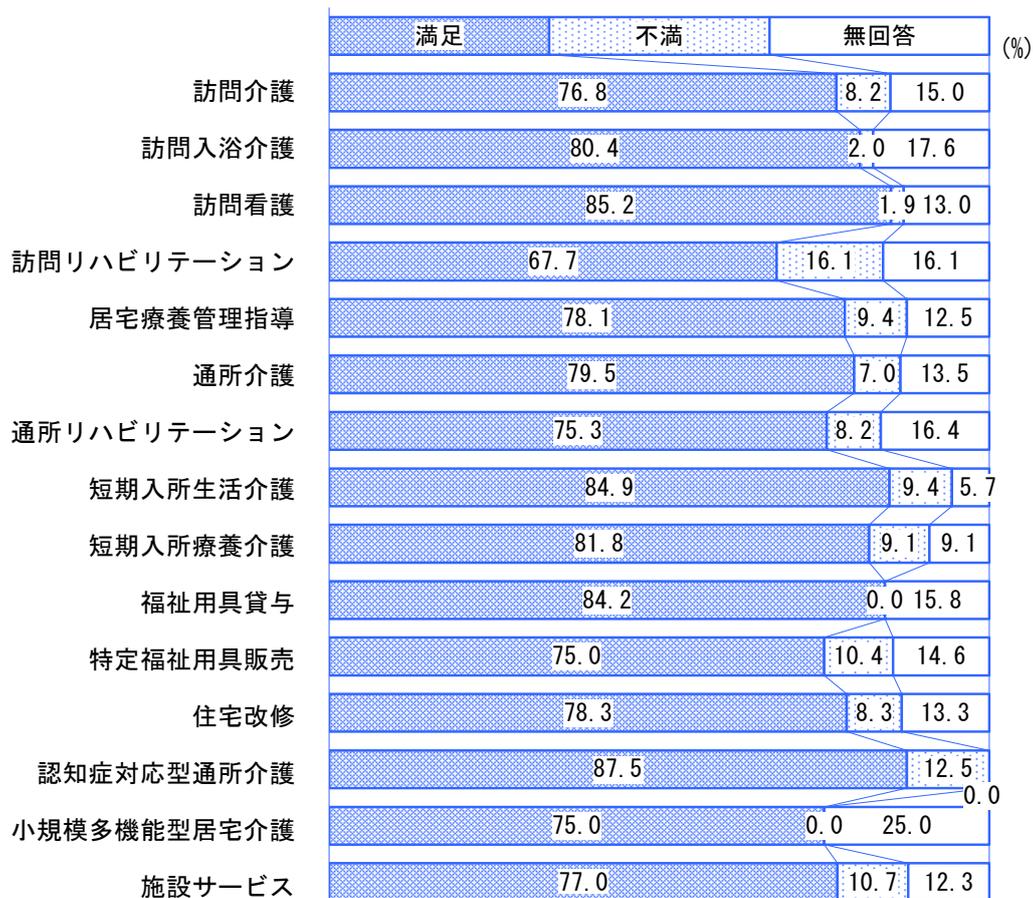
さらに、認定調査員や介護認定審査会委員の研修などを引き続き実施し、要介護認定事務を一層適正に行っていく必要があります。

このほか、制度の周知を徹底するため、市民にわかりやすい広報、きめ細かい情報の伝達を行う必要があります。

図表 2-1 あんしんケアセンターやケアマネジャーの対応の満足度

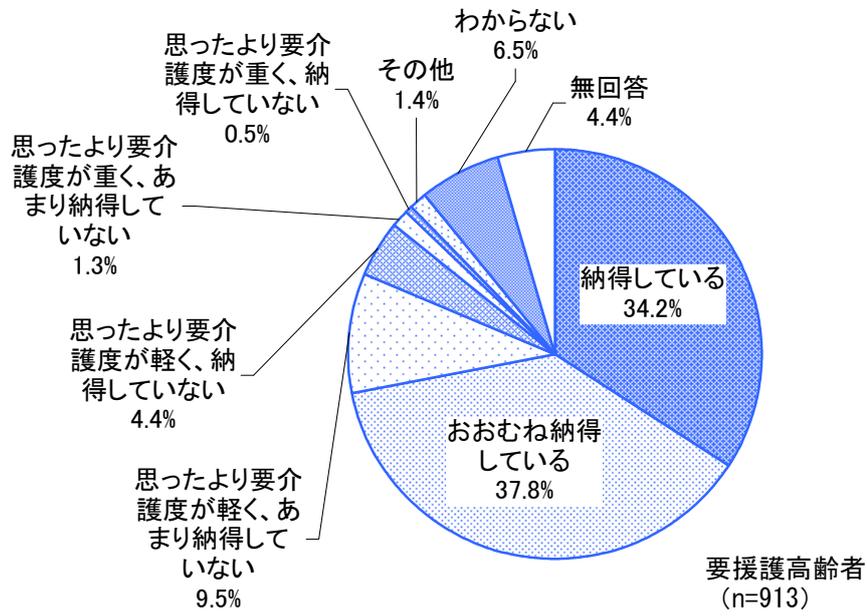


図表 2-2 介護保険サービスの満足度 (要援護高齢者)



<出典>実態調査 ※居宅サービスと施設サービスの満足度の設問を一本化して表示

図表 2-3 認定された要介護度に対する納得度



<出典>実態調査

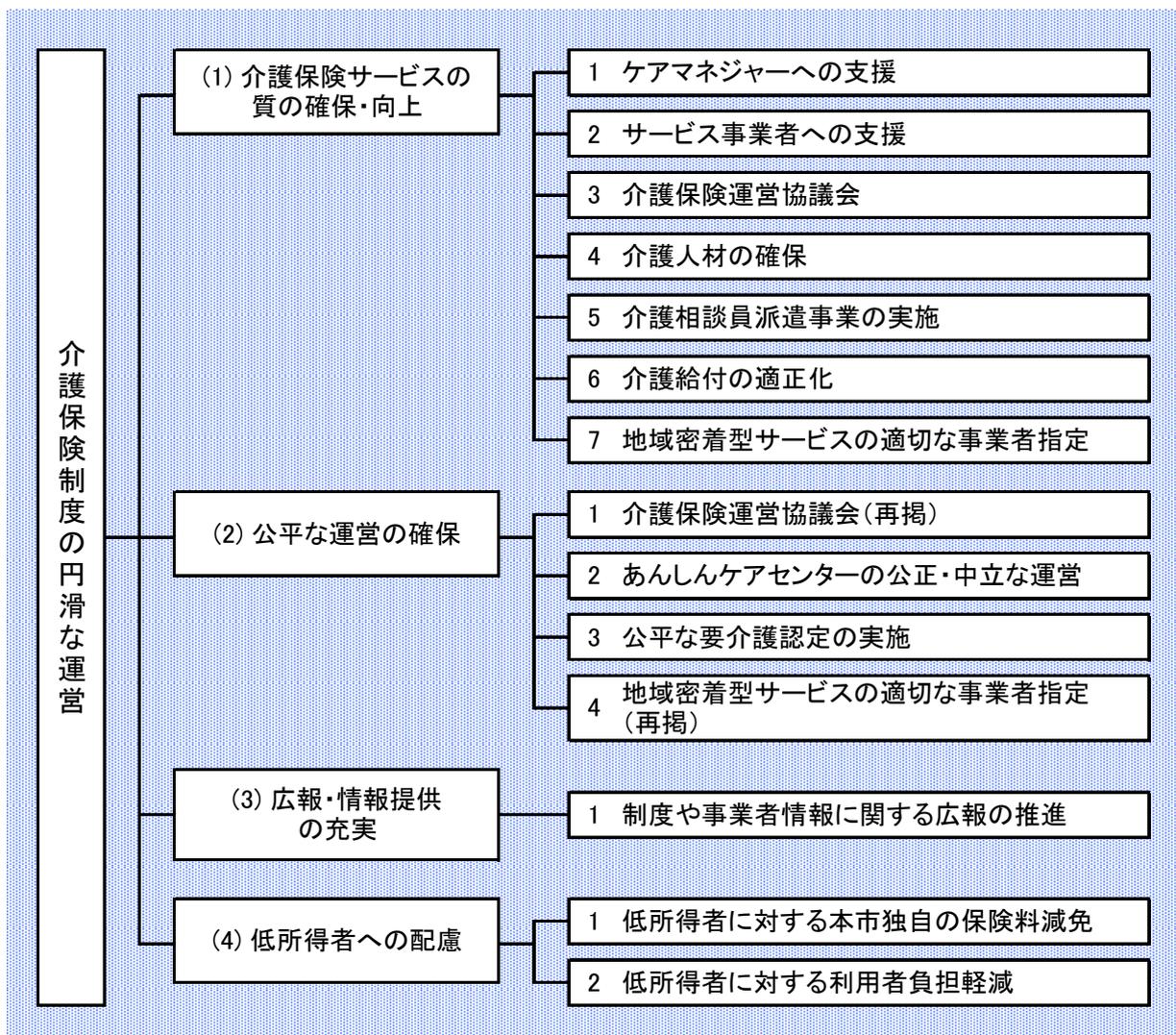
2. 施策の方向性

介護相談員の派遣や事業者連絡会議の開催などを通じた、事業者への情報提供・指導を引き続き行うとともに、事業者への実地指導や住宅改修における施工前後の現地確認などにより介護給付の適正化に努めるなど、サービスの質の確保への取り組みを強化します。

また、適正な要介護認定に努めるほか、予防給付については、介護予防事業との密接な連携を図りながら、あんしんケアセンターによる適切なケアマネジメントを実施します。

さらに、介護保険料の設定方法や低所得者対策など、介護保険制度の周知を図るため、市民へのわかりやすい広報を行うとともに、パンフレットや保険料のしおりの作成・配布などによる情報の伝達を行います。

3. 主要施策



(1) 介護保険サービスの質の確保・向上

ケアマネジャーやサービス事業者への支援、介護保険運営協議会の運営、介護人材の確保対策への取り組み、介護相談員派遣事業の実施により、サービスの質の確保・向上をめざします。併せて、事業者実地指導等により介護給付の適正化に取り組みます。

また、地域密着型サービスについては、適切に事業者指定を行います。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	ケアマネジャーへの支援	千葉市介護支援専門員協議会と密接に連携し、ケアマネジャーへの情報提供や研修を実施するほか、あんしんケアセンターで、支援困難事例等の相談対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。	高齢福祉課 介護保険課
2	サービス事業者への支援	事業者連絡会議を通じた情報提供やサービス事業者ガイドブックの作成などにより、サービス事業者への支援を行います。	介護保険課
3	介護保険運営協議会	介護保険サービス事業者や被保険者などで構成する介護保険運営協議会を設置し、介護保険の実施状況などの重要な事項を協議し、介護保険事業の公平な運営やサービスの質の向上などを図ります。	介護保険課
4	介護人材の確保	介護の重要性について理解を深め、魅力ある仕事として認められるよう、市政だよりやホームページを活用した広報活動などを行います。 また、関係団体等で構成する協議会を設置し、労働環境等を含めた総合的な支援策について検討を行い、介護人材の確保に取り組んでいきます。	介護保険課
5	介護相談員派遣事業の実施	市が委嘱した介護相談員が、サービス事業所を訪問して利用者の相談等に応じることにより、その疑問・不安・不満の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質の向上を図る介護相談員派遣事業を引き続き実施します。	介護保険課
6	介護給付の適正化	給付の適正化を図るため、引き続き事業者実地指導に取り組むとともに、住宅改修について施工前・後に現地確認を行うほか、介護給付費通知、居宅介護計画費の点検などを実施します。	介護保険課

番号	事業名	事業内容	所管課
7	地域密着型サービスの適切な事業者指定	地域密着型サービスについては、今後のサービス利用見込量を踏まえ、「あんしんケアセンター等運営部会」の意見を聞いて、事業者指定を行うほか、実地指導などによる指導監査を通じて、適正なサービス確保を図ります。	高齢施設課 地域保健福祉課

(2) 公平な運営の確保

介護保険事業の公平な運営などを図るため、介護保険運営協議会を運営するとともに、予防給付の適正なマネジメントを行うため、あんしんケアセンターの公正・中立な運営を確保するほか、引き続き公平な要介護認定を実施します。

また、地域密着型サービスについては、適切に事業者指定を行います。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	介護保険運営協議会(再掲)	介護保険サービス事業者や被保険者などで構成する介護保険運営協議会を設置し、介護保険の実施状況などの重要な事項を協議し、介護保険事業の公平な運営やサービスの質の向上などを図ります。	介護保険課
2	あんしんケアセンターの公正・中立な運営	介護保険サービス事業者や被保険者などで構成する「あんしんケアセンター等運営部会」を運営し、あんしんケアセンターの公平性・中立性を確保するとともに、職員研修の実施や業務マニュアルの整備により、各センターの平準化を図ります。	高齢福祉課
3	公平な要介護認定の実施	認定調査が適正に行われるよう、引き続き調査員の研修を実施するとともに、審査会委員の研修や「審査部会連絡協議会」の開催により、各部会の審査判定の平準化に努めます。	介護保険課
4	地域密着型サービスの適切な事業者指定(再掲)	地域密着型サービスについては、今後のサービス利用見込量を踏まえ、「あんしんケアセンター等運営部会」の意見を聞いて、事業者指定を行うほか、実地指導などによる指導監査を通じて、適正なサービス確保を図ります。	高齢施設課 地域保健福祉課

(3) 広報・情報提供の充実

市民にわかりやすい広報やきめ細かい情報の伝達に努めます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	制度や事業者情報に関する広報の推進	パンフレット、市政だより、保険料のしおりなどを市民が分かりやすいように作成し配布するとともに、ホームページの掲載情報の充実を図ります。併せて、地域や団体などを対象に、随時、出前講座等を開催するなど介護保険制度に関する広報の充実に努めます。 また、事業者情報について、介護保険サービス事業者一覧表などを作成したり、事業者に義務付けられた「介護サービス情報の公表」の内容について、事業者選択等の参考となるよう情報提供します。	介護保険課

(4) 低所得者への配慮

本市独自の保険料減免を引き続き実施するほか、施設等における居住費・食費における補足給付や社会福祉法人利用料軽減などの利用者負担軽減対策を適正に適用するなど、低所得者に配慮した施策に努めます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	低所得者に対する本市独自の保険料減免	保険料の「所得段階区分」が第3段階の方で、収入・扶養・資産の状況が一定の要件を満たす場合に、申請により保険料を軽減します。	介護保険課
2	低所得者に対する利用者負担軽減	施設等における居住費・食費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業、災害等の特別な事情による減免など、利用者負担軽減対策を実施します。	介護保険課

